

令和3年9月2日

保護者の皆様

一般社団法人  
川口市保育連盟  
会長 仲島 大勝

## 緊急事態宣言発令に伴う保育園等の登園自粛要請について（お願い）

日頃より、本連盟に格別なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスのさらなる感染拡大を受け、埼玉県でも令和3年8月2日に3回目の『緊急事態宣言』が発令されました。それに伴い川口市から9月6日から9月12日迄（緊急事態宣言措置期間が延長された場合は期間延長）【登園自粛要請】についてのお知らせが出され保育料・給食費等の減免も行うことになりました。

保育園では子ども同士、保育者との濃厚接触が日々行われており、保育園における集団保育は感染拡大のリスクが非常に高なっております。また以前と比べ感染力の強いデルタ株が増えたことで、川口市内でも感染者数が急増し、検査機関や医療機関がひっ迫している状況です。そして感染症対策をとっている保育園を含む児童福祉施設でのクラスターが過去最多となっていることから、保育園は決して安全な場所ではなく、大切なお子さんやご家族、そしてご自身の安全を守るためにも登園自粛が可能な方は、ご自宅での保育をお願い致します。

保護者の皆様におかれましても、緊急事態宣言が発出されている現状を踏まえ、皆様の大切な命を守るため下記についてご理解ご協力をお願い致します。

### 記

- 1 要請期間 令和3年9月6日（月）から令和3年9月12日（日）まで  
埼玉県における緊急事態宣言措置期間が延長された場合は、期間を延長する予定
- 2 要請内容 仕事が休みの日や、親族のかたなど周囲の協力が得られる場合など、在宅保育が可能な日に協力をお願いいたします。なお、テレワーク中のかたや育児休業中のかたに対して、必ずしも登園自粛をお願いするものではありません。  
下記に該当する保護者の皆様には在宅保育のご協力お願い致します。

登園自粛要請対象（乳児は保育料、幼児は給食費が返金対象）

- ・両親のどちらかの仕事が休みの場合
- ・親族、周囲の方の協力が得られる場合
- ・在宅勤務等で在宅保育が可能な場合
- ・育児休業中の場合

子どもの健康が正常でない場合（風邪症状、咳、軟便等）は登園出来ません。

以上